

大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業

入札説明書等に関する質問の回答書

(第2回)

平成20年11月26日

大 牟 田 市

荒 尾 市

本回答書は、平成20年10月15日（水）から平成20年11月4日（火）までに受け付けた大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業入札説明書等に関する質問のうち、入札参加資格要件等に係る質問への回答を記載したものです。

なお、本質問回答書は、入札説明書と一体のものとなります。

質問の受付数等は、入札説明書等に関する質問への最終回答時に掲載します。

入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	頁	質問項目	対応箇所				内 容	回 答
23	入札説明書	9	入札のスケジュール等	第4章	1	(1)		入札までに質疑が1回となっていますが、1回目の質疑回答に関する再質疑などが想定されず。2回目の質疑を行えるようご配慮をお願いします。	現在のスケジュールどおりとします。
24	入札説明書	11	入札説明書等に関する質問への回答	第4章	1	(4)		公表日 平成20年11月28日予定 なお、質問への回答は随時行うこともある。この場合、随時行って頂きたい内容については期日指定が可能でしょうか。	期日指定はできかねます。
478	基本契約書(案)	4	特別目的会社の設立	第10条	2	(10)		(10)号において、SPCが債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には株主は連携して追加出資等を行うこととなっておりますが、努力義務と考えてよろしいでしょうか。	第10条2(10)を「各株主は、本会社が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、本会社への追加出資又は劣後融資に応じること。なお、各株主は当該追加出資又は当該劣後融資の額（ただし、追加出資又は劣後融資の累積総額の上限は、本会社の契約期間中の維持管理業務委託に係る固定費総額の15分の1とする。）を本会社への出資割合に応じて按分した額を各自負担する。その他甲が適切と認める支援措置を講ずることにより、本会社を倒産させないよう最大限努力をするものとし、本会社が維持管理業務委託契約上の債務を履行できるように、最大限の努力をすること。」に修正します。
479	基本契約書(案)	4		第10条	2	(10)		「連帯して本会社への追加出資又は劣後融資に応ずること、その他甲が適切と認める」が適用されると、株主各社の経営に大きな打撃を与えることとなります。また、追加資金供給を民間企業に求めるということは、過度なリスク分担と思量いたします。当該部分はずしていただくようお願い申し上げます。	(質問No. 478参照)
480	提出書類作成要領及び様式集	11	入札参加資格確認申請時提出書類一覧表				【以下、添付資料】	5段目 「日量5千m3以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）実施設計の設計契約書、仕様書等の写し」とありますが、該当業務実施後20年以上も経過しており、弊社及び客先において契約書を保存しておらず、客先（首長）の「契約履行証明書（添付ファイル）」で代行させていただいてよろしいでしょうか。	可能とします。